

令和6年能登半島地震により被災された方へのお知らせ

運転免許証の有効期間が令和6年6月30日まで延長されます。

氏名	日本花子	昭和50年 6月 3日生																								
住所	熊本県〇〇市△△町□□																									
交付	平成30年 12月18日 12345																									
免許の条件等	令和6年1月1日まで有効																									
優良	運転免許証																									
番号	第 123456789000 号																									
一小型	平成05年07月01日	<table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>大型</th> <th>中型</th> <th>普通</th> <th>大自</th> <th>普通</th> <th>大自</th> <th>普通</th> </tr> <tr> <td>種別</td> <td>原付</td> <td>原付</td> <td>原付</td> <td>原付</td> <td>原付</td> <td>原付</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>種別</td> <td>原付</td> <td>原付</td> <td>原付</td> <td>原付</td> <td>原付</td> <td>原付</td> <td>原付</td> </tr> </table>	種類	大型	中型	普通	大自	普通	大自	普通	種別	原付	原付	原付	原付	原付	原付	原付	種別	原付	原付	原付	原付	原付	原付	原付
種類	大型		中型	普通	大自	普通	大自	普通																		
種別	原付		原付	原付	原付	原付	原付	原付																		
種別	原付	原付	原付	原付	原付	原付	原付																			
他	平成07年08月10日																									
二種	平成14年09月20日																									
		〇〇〇〇 公安委員会																								

有効期間の末日(左の場合、令和6年1月1日)が、

令和6年1月1日(注)から令和6年6月29日までの方は、令和6年6月30日まで運転することができます。(令和6年6月30日までに更新手続きをしてください。)

(注)道路交通法の規定により令和5年12月29日～令和6年1月3日が有効期間の末日の場合、令和6年1月4日が末日とみなされますので、この措置の適用を受けます

対象となる方

新潟県、富山県、石川県、福井県

(4県35市11町1村 全47市町村)

※ 対象となる市町村は、今回の災害に際し災害救助法が適用された区域であり、上記の市町村は令和6年1月1日時点のものです。

※ 令和6年6月30日の直前は、更新手続きのため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。

※ 運転免許証の更新以外の手続きについても、同様の措置がとられています。

※ 最新の情報、他県内で対象となる市町村、延長措置がとられるその他の手続きなど、詳しくは、最寄りの警察署又は山口県総合交通センターにお問い合わせください。